



建設経済委員会

委員長 島 啓 三

当委員会では、条例改正1件、条例制定2件、補正予算2件、市道路線の廃止2件の各議案を審査し、全議案を可決した。

主な議案の審査結果は次のとおりである。

筑後市公園条例の一部を改正する条例は、江口地区に公園が完成し、名称を「二川みんなの公園」として筑後市の公園に追加するものだが全員賛成で可決した。

筑後市下水道条例制定は、本年10月より公共下水道の一部供用開始が予定されており下水道の使用料や下水道の管理に必要な事項を定めるものである。

主な意見として、第6章(罰則)の項で「5万円以下の過料に処すことができる」とあるが、施工業者・市民・法人から徴取することが出来るのか等の質問があり、当局より「地方自治法において規定されている」との回答があり、全員賛成で可決した。

筑後市下水道事業受益者

負担金条例制定は下水道事業に伴い受益者に対し負担金を求めるものだが、委員より分譲マンションと賃貸アパートでは負担金の差が大きすぎるとの意見があった。当局より「建物の形態は同じであるが、分譲マンションは個人の所有形態であり他の用途と同じ方法で算出した。賃貸アパートは賃貸アパートという

事業を行っているとの理由で、事業用地として区分した」との説明を受け採決の結果賛成多数で原案を可決した。

平成17年度一般会計補正予算の主なものとして、商工費、103万8,000円の増額補正は地域バス路線維持のための補助金であり全員賛成で可決した。



「二川みんなの公園」利用風景

予算特別委員会設置に到る経過の報告

編集委員会

これまで、筑後市議会において、委員会における予算審査は各常任委員会総務文教・厚生・建設経済)

において「教育費は総務文教」「福祉は厚生」「道路は建設経済」といった「分割審査」を行ってきました。

しかし今後は三位一体の

改革により「国から地方へ」という流れが加速することが予想されます。

議会もまた、今まで以上に、チェック機能を果たすための改善が求められるという議員の総意から、議員全員が従来の委員会の枠を超えて全予算の審査に参加

できるよう、議長発議で予算特別委員会を設置したものです。

委員会は全員が参加することから、従来の委員会のように委員会室ではなく、議場で行うこととしました。

3日間の日程で審査を行いました。冒頭から執行部に対して議員から質問が相次ぎ、3日間集中した議論が行われました。

予算特別委員会

委員長 村上 知巳

議案第23号平成18年度筑後市一般会計予算において提出者五十嵐議員他賛成者5人により修正案が提出された。修正案の内容は、3月15日に開催された総務文教委員会において、議案第4号の市長・助役・教育長の地域手当を支給する条例案は市長・助役・教育長が勤務する事が考えられないとの理由から、地域手当を削除する修正案が可決された。このため修正案との整

合性を図るため市長・助役の地域手当52万8,000円と教育長の地域手当21万6,000円を削除し、準備費に組み替える修正案が提出された。審査の結果修正案については全員賛成可決。修正議決部分を除く原案については賛成多数で可決された。平成18年度国民健康保険特別会計予算18年度老人保健特別会計予算18年度介護保険特別会計予算18年度市営住宅敷金管理特別会計予算18年度住宅新築

資金等貸付特別会計予算18年度下水道事業特別会計予算18年度病院事業会計予算18年度水道事業会計予算については全員賛成及び賛成多数により総て可決となった。

